

ペットを飼っている皆さんへ

～人とペットが仲良く暮らすために～



最近、市民の方から犬や猫のふん、鳴き声、放し飼いや赤ちゃんの無責任な放置による苦情が寄せられています。ペットは飼い主を和ませるとても愛らしい存在ですが、生活する上では守るべきマナーがあります。

■問い合わせ 環境課（内線252）

（犬の飼い主さんへ）

愛犬の登録をしましょう

犬は、生後91日以上になったら登録が必要です。動物病院や市役所などに届けなければいけません。また、狂犬病の発生を防ぐため、年1回予防注射を行うことが義務付けられています。狂犬病は発症してしまうと有効な治療法がありませんので、必ず予防接種を受けてください。登録後交付される鑑札や注射済票は、首輪など分かりやすい所に付けてください。

トイレマナーをしっかりと

道路や公園は犬のトイレではありません。みんなが気持ち良く利用できるように、散歩に行くときは必ずスコップと袋を持って、ふんを持ち帰りましょう。

万が一、家の塀や門などにおしっこをしてしまったときは、水で流すなどしてきれいにしましょう。

しつけをしましょう

地域には、犬が苦手な方もいます。ほえ癖やかみ癖などで周囲に迷惑を掛けないように、しっかりとしつけをしましょう。また、交通事故やかみつき事故を防ぐために、犬が自由に動き回ることがないように必ずリードか胴輪を付けましょう。

（猫の飼い主さんへ）

屋内飼育をしましょう

猫は飼い主の知らないところで、地域の皆さんにふん尿やいたずらなどの迷惑を掛けているかもしれません。できる限り屋内飼育に努めましょう。また、トイレのしつけも大切です。

首輪と名札を忘れずに

迷子になることを防止し、飼い猫であることを示すために、飼い主の電話番号や名前を書いた名札を猫の首輪に付けましょう。

不妊・去勢手術をしましょう

飼えなくなつて捨てられてしまう不幸な命を増やさないために、不妊・去勢手術をしましょう。雄の縄張り争いによるけんか、遠出、マーキングや雌の発情期の鳴き声を防ぐ効果もあります。

ペットがしたことは飼い主の責任です。かわいいからといってしつけをしないで、地域の人に迷惑を掛けて嫌われるようになっては、ペットがかわいそうです。人とペットが仲良く暮らしていけるよう、飼い主はマナーを守り、自覚ある行動をしましょう。